

郡山市東日本大震災特別災害見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東日本大震災により被災した者（以下「被災者」という。）に対し、郡山市災害見舞金等支給条例（昭和51年郡山市条例第18号）に基づく災害見舞金等のほか、郡山市東日本大震災特別災害見舞金（以下「特別災害見舞金」という。）を支給することにより、被災者の自立の助長と援護を図ることを目的とする。

(届出)

第2条 特別災害見舞金の支給を受けようとする被災者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 被災した住家及び世帯の状況
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出は、平成23年4月1日から平成31年3月31日までの期間に行わなければならない。

(特別災害見舞金の支給)

第3条 市長は、東日本大震災により被災した住家に、当該被災した時に現に居住していた者に対し、別表に掲げる額の特別災害見舞金を支給する。

(認定)

第4条 市長は、第2条の届出があったときは、特別災害見舞金の支給の可否について認定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定したときは、直ちにその旨を届け出た者に通知しなければならない。この場合において、支給する旨の認定をした者に対しては、支給通知をもってこれに代えるものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	1 世帯につき
全焼又は全壊	50,000 円
半焼又は半壊	50,000 円